

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

使用借人 氏 名

EI

使用貸人 氏 名

EI

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1															
1 当事者の住所等	当事者の別 氏			名		住						所			
	使用借人	使用借人													
	使用貸人														
2 許可を受けよう とする土地の所 在等	土地の所在	地	地 番		現況	面 積 (㎡)		所有権以外の使用 いる場合 権利の種類		使用収益権が設定されて 権利者の氏名また		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
										は名称					
	計		m²	m² (田			m² 畑 m²					· 採草放牧地 m²)			
3 転用計画	(1) 転用の目的 (2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細														
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用期間		_	月日			から	年	間						
	(4) 転用の時 期及び転用 の目的に係 る事業又は 施設の概要	工事計画	第1期(着から		. 月 月 日ま		第2 から	期(着工 年 月 日 年 月 日まで)				合 計			
			名 称	棟数	建築面積	所要面積	名	称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成				m²					nf			m²	
		建築物			m²					m²			m²		
		小 計													
		工作物										1			
		小 計					/								
4 権利を設定、移 転しようとする 契約の内容	bril o 15/5	計	loand t	4± 0 01	15m Tu	المحالية	16 ± ±	e u+ ++u		Lhe Til.	o *		7	<i></i>	
	権利の種類	権利	権利の設定、移転の別 設 定 ・ 移 転			権利の設定、移転の時期				権利の存続期			間 その他		
		彭													
5 資金調達につい ての計画															
6 転用することに よって生ずる付 近の土地・作物・ 家畜等の被害防 除施設の概要															
7 その他参考とな るべき事項															

記載要領

- 1 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してく ださい。
- 2 譲受人が2人以上である場合には、申請者の差出人は「譲受人何某」及び「譲受人何某外何名」とし、申請者の1及び2の欄には「別紙
- 記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の 区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6 箇月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要し ないものであるときにはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及 び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで又は都市 計画法施行令第36条第1項第2号口若しくはハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないも のであるときはその旨及び理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

添付書類

- 1 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書、定款、規約、寄付行為の写しのうちいずれか一種類
- 2 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
- 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を 明らかにした図面
- 4 規則第三十一条第五号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 5 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見 を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- 7 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合にあっては、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書 面
- その他参考となるべき書類